

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田 口 知 明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)	
地域名 (地域内農業集落名)	神代 (下道、七ツ関、中関、前野、太田、田中、城廻、羽根ヶ台、国館、野中清水、後村、荒川尻、柏林、上生田、下生田、若松、戸狩野、大荒田、黒倉抱返、真崎、上卒田、出口、柴倉、荒町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻、大豆、そば等の土地利用型作物の栽培が盛んな地域。
- ・担い手は十分に確保されているが、農地集積、団地化は進んでいない地域が多い。
- ・若い担い手もいるが、10年後には高齢化が進み、担い手不足となる恐れがある。
- ・基盤整備事業の活用に向けた検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻や大豆等の土地利用型の作物を主力とする。
非担い手の農地も確保し、地域内の全農家で農地保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,128.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,128.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地は全て農業上の利用が行われる農用地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整備地区は、積極的に基盤整備事業の活用について話し合いを行う。 基盤整備事業実施困難区域(山際等)については、農地耕作条件改善事業の活用を検討し、耕作条件の改善に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
すでに多様な経営体は確保されているが、高収益作物の栽培を行っている経営体が少ない。他地区からの高収益作物の栽培を希望する参入者等の受け入れを積極的に行う。 新規就農希望者についても積極的に受け入れ、将来地域農業の中心経営体となるよう育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
病虫害防除等の作業は適期防除が可能な地域内法人か、個人でドローン等を所有している農業者への委託を検討する。 穀類の乾燥調製をJAのCE、地域内のRCへ委託する。 新規作物導入希望者や新規就農希望者へJAより作物栽培指導をいただく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①猪や熊が頻繁に目撃される地域であることから、市担当課と地元猟友会と連携し、作物被害低減を図る。電気柵、防獣ネット等の活用を検討する。
- ②市の堆肥センターと連携し、堆肥を活用することにより有機、減農薬、減肥に取り組む。
- ③情報通信技術(ICT)やGPS、RTK-GNSS(位置情報)等を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する。
- ⑦農道、用排水路等の協同施設は、各地区毎にまとめて保全管理する。
- ⑧地元のカントリーエレベーター、ライスセンターを活用する。

※上記内容は仙発農振第493号と同様